

平成30年 7月27日

各医療機関等の長 様

取手市役所 国保年金課

医療福祉費支給制度及び取手市ぬくもり医療支援事業の拡大について (依頼)

日頃より、医療福祉事業につきましては、格段なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、茨城県と県内市町村の共同事業として実施しております「医療福祉費支給制度（マル福）」と、取手市が独自で行っております「ぬくもり医療支援事業」につきまして、平成30年10月1日から以下のとおり拡大する運びとなりました。

つきましては、事務処理及び医療費請求システム等の変更など、ご負担をおかけするとは存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 取手市ぬくもり医療支援事業の対象年齢を18歳までに拡大（外来）  
平成30年10月診療分から、従来の15歳（中学生）までを18歳（高校生相当年齢）まで拡大します。公費負担番号「90」を使用いたします。
2. 医療福祉費支給制度（マル福）の対象年齢が18歳までに拡大（入院）  
平成30年10月診療分から県のマル福制度が拡大され、入院のみ適用になります。公費負担番号は「84」で始まるものとなります。なお、所得制限により県のマル福制度が適用にならない方については、「ぬくもり医療支援事業」が適用になります。
3. 受給者証の表示について  
中・高校生の受給者証につきましては、有効期間欄下部に「外来のみ有効」・「入院のみ有効」の文字が入ります。なお、小学生以下につきましては従来通りです。  
※中学生・高校生の入院の受給者証につきましては、ご本人が入院の時に申請をしていただいてから発行することとしておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

◎高校生相当年齢・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（社会人も認定）。

◎公費負担番号「90」の「ぬくもり医療費受給者証」はうぐいす色となります。

◎掲示物を同封いたしましたので、掲示くださるようお願いいたします。

【担当課】取手市役所国保年金課医療福祉係 0297-74-2141 内線 1966.1367